

東北地方太平洋沖地震の原子力発電所への影響に対する食品安全委員会の対応状況

資料1

年月日	主な事象	対応内容
3月11日 (金)	東北地方太平洋沖地震発生	
	福島第一原発の半径3km圏内の避難指示、3km～10km圏内の屋内退避指示	
3月12日 (土)	福島第一原発の半径10km圏内の避難指示	
	福島第一原発の半径20km圏内の避難指示	
	福島第一原発1号機水素爆発	
3月13日 (日)		緊急時第一次参集要員招集、情報収集開始、専門家確保
3月14日 (月)		委員会・事務局内情報共有、食品安全委員会としての対応検討開始
3月15日 (火)	福島第一原発の半径20km～30km圏内の屋内退避指示	
3月16日 (水) AM		臨時委員・事務局会議開催、国民に向けた情報提供について検討
15:35		【食品安全委員会HP(重要なお知らせ)】第1報 国民に向けた情報提供を開始 東北地方太平洋沖地震関連情報「原子力発電所事故について」掲載 ・食品の安全性について、原子力安全委員会が定める防災指針に従って、飲食物摂取制限の措置が取られることになっている旨を記載
16:40		【食品安全委員会HP(重要なお知らせ)】第1報の改善 ・東北地方太平洋沖地震関連情報「原子力発電所事故について」に、“原子力施設等の防災対策について(防災指針)”をリンク設定
PM		臨時委員・事務局会議開催、関係省庁の動き等について情報共有
3月17日 (木)	厚生労働省が、防災指針の指標値を食品衛生法に基づく暫定的な規制値とし、対応する旨を各自治体に通知	
		臨時委員・事務局会議開催、厚生労働省の通知等について情報共有
17:40		【食品安全委員会HP(重要なお知らせ)】第2報 ・厚生労働省が、防災指針の指標値を食品衛生法に基づく暫定的な規制値とし、対応する旨を各自治体に通知した旨を記載 ・<飲食物に関する暫定規制値について><放射能等の強さを示す単位について><放射線の人体への影響について>を追加

年月日	主な事象	対応内容
3月18日 (金) 11:30		【食品安全委員会HP(重要なお知らせ)】第3報 ・Q&A(4項目)を追加 食品安全委員会としての対応、流通している食品について、暫定規制値以下の食品の安全性、放射性物質、被ばく線量など
PM		臨時委員・事務局会議開催、国民に向けた情報提供(Q&Aの追加)等について検討
21:00		【食品安全委員会HP(重要なお知らせ)】第4報 ・Q&Aを追加 昆布やワカメに被ばく予防効果は期待できない、放射線と放射能の違い、放射性物質の半減期などについて
3月19日 (土)	厚生労働省が、各都道府県に対し、福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う水道の対応について通知	
PM	厚生労働省が、食品衛生法の暫定規制値を超える放射能が検出された食品について発表	
19:30		【食品安全委員会HP(重要なお知らせ)】第5報 ・問3のQ&Aを改定 前:Q “暫定基準値以下の食品は安全と言えるか”、A“暫定規制値を上回らない範囲内で食べても安全であるとされている” 後:Q “暫定規制値を超える食品を摂取してしまった場合”健康への悪影響は生じるか。A“暫定規制値を上回る食品を食べた場合であっても、直ちに健康に悪影響が生じるという
3月20日 (日)	厚生労働省が、食品衛生法の暫定規制値を超える放射能が検出された食品について発表	
	厚生労働省が、「放射性物質について指標値を定めること」に係る食品健康影響評価について諮問	厚生労働省から、「放射性物質について指標値を定めること」に係る食品健康影響評価について諮問を受理
3月21日 (月・祝) 13:00		【食品安全委員会HP(重要なお知らせ)】第6報 ・『日常生活と放射線』図表を追加
	厚生労働省が、食品衛生法の暫定規制値を超える放射能が検出された食品について発表	
	原子力災害対策本部長である総理大臣が、関係自治体に対し、福島、茨木、栃木および群馬県産ホウレンソウ、カキナ及び福島県産原乳の出荷制限を指示	
	厚生労働省が、食品衛生法の暫定規制値を超える放射能が検出された食品について発表	

年月日	主な事象	対応内容
3月21日 22:00		<p>【食品安全委員会HP(重要なお知らせ)】第7報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限について>解説と、対象品目・対象地域の表 ・厚生労働省から食品衛生法上の指標値に関する諮問を受けた。(問1のAに追加) ・問6として以下を追加 <p>Q:水道水は飲んでも大丈夫か。A:水道水への影響は、厚生労働省の通知が出されている。文部科学省から各都道府県に、蛇口水の放射線量の測定を委託している。測定値が原子力安全委員会が設定した「飲食物摂取制限に関する指標」に従う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3月21日に一部地域、品目について食品の出荷制限を行うことが内閣総理大臣から関係の県知事に指示している。(問2のAに追加)
3月22日(火)	厚生労働省が、関係自治体に対し、該当する水道の乳児による飲用を控えるよう広報を依頼	
	厚生労働省が、食品衛生法の暫定規制値を超える放射能が検出された食品について発表	
		臨時委員懇談会開催
		第371回食品安全委員会で審議を開始(1回目)
		【食品安全委員会HP(委員会の実績)】 審議結果を掲載
19:30		<p>【食品安全委員会HP(重要なお知らせ)】第8報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暫定規制値の指標に関する参考として、『国際放射線防護委員会』の説明を問3の参考として追加 <p>Q:野菜などを食べる際に気を付けることはありますか。(問5として追加)</p>
	厚生労働省が、食品衛生法の暫定規制値を超える放射能が検出された食品について発表	
3月23日(水)	原子力災害対策本部長である総理大臣が、関係自治体に対し、福島県産ホウレンソウ、コマツナ、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー等の摂取及び出荷制限並びに茨城県産原乳及びパセリの出荷制限を指示	
	厚生労働省が、関係自治体に対し、該当する水道の乳児による飲用を控えるよう広報を依頼	
	厚生労働省が、食品衛生法の暫定規制値を超える放射能が検出された食品について発表	
		臨時委員懇談会開催

年月日	主な事象	対応内容
3月23日 (水)		第372回食品安全委員会審議(2回目)
22:20		【食品安全委員会HP(重要なお知らせ)】第9報 ・p.1に、<原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限及び摂取制限について>対象品目・対象地域の追加
3月24日 (木)	厚生労働省が、関係自治体に対し、該当する水道の乳児による飲用を控えるよう広報を依頼	
10:00		【食品安全委員会HP(重要なお知らせ)】第10報 ・問7を以下のように修正・追加 Q:水道水を入浴などの生活用水として用いるのはどうか(追加)。A:(追加分の回答は既にあり)。(回答の追加として)乳児への水道水の摂取による健康影響、浄水器による放射性物質の除去について。
		臨時事務局会議開催
		臨時委員懇談会開催
22:00		【食品安全委員会HP(重要なお知らせ)】第11報 ・家庭菜園の野菜についてQ&A追加(問3) 家庭菜園の所在地が出荷制限または摂取制限が行われている地域に該当しないかどうかを注意する。 ・食品安全委員会の審議状況について、3月22日、23日に審議が行われたこと、今後の審議の方向について追加(問6) ・母乳について(問10)追加、日本産婦人科学会のホームページURLを掲載
	厚生労働省が、食品衛生法の暫定規制値を超える放射能が検出された食品について発表	
3月25日 (金)	厚生労働省が、関係自治体に対し、該当する水道の乳児による飲用を控えるよう広報を依頼	
		臨時委員懇談会開催
		第373回食品安全委員会審議(3回目)
	厚生労働省が、食品衛生法の暫定規制値を超える放射能が検出された食品について発表	
3月26日 (土) 1:00		【食品安全委員会HP(重要なお知らせ)】第12報 ・食品安全委員会の審議状況追加、今後の審議の方向の④⑤を追加(問6)
	厚生労働省が、関係自治体に対し、該当する水道の乳児による飲用を控えるよう広報を要請	

年月日	主な事象	対応内容
3月26日(土)	厚生労働省が、食品衛生法の暫定規制値を超える放射能が検出された食品について発表	
3月27日(日)		臨時事務局会議開催
		臨時委員懇談会開催
21:00		【食品安全委員会HP(重要なお知らせ)】第13報 ・<放射能等の強さを示す単位について>実効線量係数の説明、関連情報を修正・追加
3月28日(月)		臨時委員懇談会開催
		第374回食品安全委員会で審議(4回目)
		臨時委員懇談会開催
23:00		【食品安全委員会HP(重要なお知らせ)】第14報 ・食品安全委員会の審議状況追加
3月29日(火)		臨時委員懇談会開催
		臨時委員懇談会開催
		第375回食品安全委員会で審議(5回目)
		厚生労働省に対して「放射性物質に関する緊急とりまとめ」を通知
23:15		【食品安全委員会HP(重要なお知らせ)】第15報 ・「放射性物質に関する緊急とりまとめ」を追記

- ※ 上記の他、以下についても対応を実施。
- ・随時、政務三役への説明
 - ・政府全体の対応を検討する緊急参集チーム(関係省庁等の局長等の幹部)会合への参加

別紙

食安発0317第3号

平成23年3月17日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

放射能汚染された食品の取り扱いについて

平成23年3月11日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係る内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発出されたところである。

このため、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする食品衛生法の観点から、当分の間、別添の原子力安全委員会により示された指標値を暫定規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第6条第2号に当たるものとして食用に供されることがないよう販売その他について十分処置されたい。

なお、検査に当たっては、平成14年5月9日付け事務連絡「緊急時における食品の放射能測定マニュアルの送付について」を参照し、実施すること。

別添

○飲食物摂取制限に関する指標

核種	原子力施設等の防災対策に係る指針における 摂取制限に関する指標値 (Bq/kg)	
放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種： ¹³¹ I)	飲料水	300
	牛乳・乳製品 注)	
	野菜類 (根菜、芋類を除く。)	2,000
放射性セシウム	飲料水	200
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
ウラン	乳幼児用食品	20
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	100
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
プルトニウム及び超ウラン元素 のアルファ核種 (²³⁸ Pu, ²³⁹ Pu, ²⁴⁰ Pu, ²⁴² Pu, ²⁴¹ Am, ²⁴² Cm, ²⁴³ Cm, ²⁴⁴ Cm 放射能濃度の 合計)	乳幼児用食品	1
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	10
	穀物	
	肉・卵・魚・その他	

注) 100 Bq/kg を超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。

別添

○飲食物摂取制限に関する指標

核種	原子力施設等の防災対策に係る指針における 摂取制限に関する指標値 (Bq/kg)	
放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種： ¹³¹ I)	飲料水	300
	牛乳・乳製品 注)	
	野菜類 (根菜、芋類を除く。)	2,000
放射性セシウム	飲料水	200
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
ウラン	乳幼児用食品	20
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	100
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
プルトニウム及び超ウラン元素 のアルファ核種 (²³⁸ Pu, ²³⁹ Pu, ²⁴⁰ Pu, ²⁴² Pu, ²⁴¹ Am, ²⁴² Cm, ²⁴³ Cm, ²⁴⁴ Cm 放射能濃度の 合計)	乳幼児用食品	1
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	10
	穀物	
	肉・卵・魚・その他	

注) 100 Bq/kg を超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。

食品衛生法第6条第2号の規定に基づき定める

放射性物質の指標値について

1. 背景

平成23年3月11日に東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故が発生し、その後、周辺環境から通常より高い程度の放射能が検出されたため、厚生労働省は平成23年3月17日、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする食品衛生法の観点から、原子力安全委員会により示された「飲食物摂取制限に関する指標」を暫定規制値とし、これを上回る食品については食品衛生法第6条第2号に当たるものとして食用に供されることがないように通知した。

本暫定規制値は、緊急を要するため食品健康影響評価を受けずに定めたものであることから、食品安全基本法に基づき食品健康影響評価を依頼し、その結果を踏まえ、改めて規制値を定めることとしている。

2. 評価依頼の内容

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第6条第2号の規定に基づき、有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるものとして、放射性物質について指標値を定めること。

3. 暫定規制値

別添1

4. 今後の予定

食品安全委員会の食品健康影響評価の評価結果を受け次第、必要な管理措置について検討

5. 提出資料一覧

- ・原子力施設等の防災対策について
(原子力安全委員会 平成22年8月一部改訂)
- ・放射線緊急時における公衆の防護のための介入に関する諸原則
(ICRP Publication 63)
- ・CODEX GENERAL STANDARD FOR CONTAMINANTS AND TOXINS IN FOOD AND FEED
(CODEX STAN 193-1995)

別添 1

○食品衛生法の観点から平成 23 年 3 月 17 日付けで厚生労働省が定めた暫定規制値

核 種	原子力施設等の防災対策に係る指針における 摂取制限に関する指標値 (Bq/kg)	
放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種： ¹³¹ I)	飲料水	300
	牛乳・乳製品 注)	
	野菜類 (根菜、芋類を除く。)	2,000
放射性セシウム	飲料水	200
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
ウラン	乳幼児用食品	20
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	100
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
プルトニウム及び超ウラン元素 のアルファ核種 (²³⁸ Pu, ²³⁹ Pu, ²⁴⁰ Pu, ²⁴² Pu, ²⁴¹ Am, ²⁴² Cm, ²⁴³ Cm, ²⁴⁴ Cm 放射能濃度の 合計)	乳幼児用食品	1
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	10
	穀物	
	肉・卵・魚・その他	

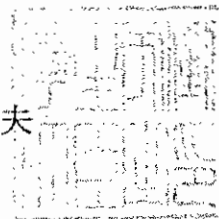
注) 100 Bq/kg を超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。



厚生労働省発食安0320第1号
平成23年3月20日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づき、下記事項に係る食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第6条第2号の規定に基づき、有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるものとして、放射性物質について指標値を定めること



食品衛生法第6条第2号の規定に基づき定める

放射性物質の指標値について

1. 背景

平成23年3月11日に東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故が発生し、その後、周辺環境から通常より高い程度の放射能が検出されたため、厚生労働省は平成23年3月17日、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする食品衛生法の観点から、原子力安全委員会により示された「飲食物摂取制限に関する指標」を暫定規制値とし、これを上回る食品については食品衛生法第6条第2号に当たるものとして食用に供されることがないように通知した。

本暫定規制値は、緊急を要するため食品健康影響評価を受けずに定めたものであることから、食品安全基本法に基づき食品健康影響評価を依頼し、その結果を踏まえ、改めて規制値を定めることとしている。

2. 評価依頼の内容

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第6条第2号の規定に基づき、有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるものとして、放射性物質について指標値を定めること。

3. 暫定規制値

別添1

4. 今後の予定

食品安全委員会の食品健康影響評価の評価結果を受け次第、必要な管理措置について検討

5. 提出資料一覧

- ・原子力施設等の防災対策について
(原子力安全委員会 平成22年8月一部改訂)
- ・放射線緊急時における公衆の防護のための介入に関する諸原則
(ICRP Publication 63)
- ・CODEX GENERAL STANDARD FOR CONTAMINANTS AND TOXINS IN FOOD AND FEED
(CODEX STAN 193-1995)

別添 1

○食品衛生法の観点から平成 23 年 3 月 17 日付けで厚生労働省が定めた暫定規制値

核 種	原子力施設等の防災対策に係る指針における 摂取制限に関する指標値 (Bq/kg)	
放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種： ¹³¹ I)	飲料水	300
	牛乳・乳製品 注)	
	野菜類 (根菜、芋類を除く。)	2,000
放射性セシウム	飲料水	200
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
ウラン	乳幼児用食品	20
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	100
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
プルトニウム及び超ウラン元素 のアルファ核種 (²³⁸ Pu, ²³⁹ Pu, ²⁴⁰ Pu, ²⁴² Pu, ²⁴¹ Am, ²⁴² Cm, ²⁴³ Cm, ²⁴⁴ Cm 放射能濃度の 合計)	乳幼児用食品	1
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	10
	穀物	
	肉・卵・魚・その他	

注) 100 Bq/kg を超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。